【規程番号　神女大Ｖ－029】

# 編入学に関する単位認定等取扱い規程

（目的）

**第１条**　学則第９条に定める編入学を許可された者の入学する前に履修した科目について修得した単位を、本学において単位認定を行う。

（科目及び単位の認定）

**第２条**　入学する前に大学又は短期大学等で履修した科目について修得した単位で、本学開講の科目及び単位に相当（読み替えを含む。）するものは、毎年学科ごとに決定する大学認定表により、当該科目に認定する。

２　教育職員免許状に係る科目及び単位の認定については、教育職員免許法及び同施行規則等に照らして、教科・教職科目及び単位の認定を行う。

３　認定科目の成績評価の表示は「認」とする。

（認定単位数）

**第３条**　認定する単位数の上限は、72 単位までとする。

２　編入生が入学する前に履修した科目について修得した単位数が前項に定める認定単位数の上限を超える場合は、各学科で定めた手順によって選別の上認定する。

３　専門分野を異にする学科への編入学の場合、編入生が入学する前に大学又は短期大学等で修得した単位のうち、所属学科以外の学科で当該専門科目に相当すると認められる単位は、卒業要件単位の「共通教養科目又は専門科目」として認定し、第 3 条第 1 条に定める上限のうち 22 単位を限度とする。

（補足）

**第４条**　この規程に定めのない事項については、教務部長が決定する。

**第５条**　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

**附　則**

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

**附　則**

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

**附　則**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

**附　則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

なお、学園内編入学に関する単位認定等取扱い規程は廃止する。

**附　則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和６年４月１日から施行する。